

平成31年度千葉県立佐倉西高等学校運動部活動の在り方に関する活動方針

1 策定の趣旨

本校では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）」及び「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン（平成30年6月千葉県教育委員会）」を参酌し、本校の生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、部活動が多様な形で最適に実施されることを願い、「千葉県立佐倉西高等学校部活動の在り方に関する活動方針(以下「佐倉西高校活動方針」)」を策定する。

2 学校教育の一環としての運動部活動の適切な運営

学校全体の教育活動として、全教職員共通理解の下、部活動の運営を図るものとする。

3 適切な運営のための体制整備

(1)学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき運動部活動の目的や運動部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促すものとする。

(2)学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に運動部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての運動部活動の運営方針について広く発信し、理解を求めるものとする。

(3)校長は、「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」に則り、毎年度、佐倉西高校活動方針を策定するものとする。

また、運動部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するものとする。

(4)校長は、「佐倉西高校活動方針」を学校のホームページ等への掲載により公表するものとする。

(5)校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、運動部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、円滑に運動部活動の運営が実施できるよう、運動部活動数の調整に努めるものとする。

(6)運動部活動の運営に関する校内組織体制として、「運動部活動運営委員会」を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切なトレーニング内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得るよう努めるものとする。

なお、「運動部活動運営委員会」は、校長、教頭、特別部活動長、各運動部の顧問、その

他校長が必要と認める者で構成し、運動部活動の運営に関することについての協議や「佐倉西高校活動方針」の内容の見直しなどを行う。

校長は委員会を総理し、委員会を代表するものとし、必要に応じて委員会を開催するものとする。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 校長は、各運動部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び運動部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うものとする。

(2) 近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有に努めるものとする。

(3) 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うものとする。

(4) 運動部活動の運営をマネジメントしていく観点から、運動部活動経営の基本として「P D C Aサイクル」を着実に実施することが必要である。さらに、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めるものとする。

1 Plan (計画)・・・実績や生徒の実態に応じて作成

2 Do (実施・実行)・・・計画に沿って安全に実施

3 Check (点検・評価)・・・実施状況や効果・成果を点検・評価

4 Action (処置・改善)・・・実施計画や活動内容の見直し、改善

(5) 運動部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、運動部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ(どのような目的で)、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする努めるものとする。

(6) 校長及び運動部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年文部科学省)や「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)、安全で充実した運動部活動のためのガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を尽くすとともに、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

5 適切な休養日等の設定

学校は、運動部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、運動部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効果的・効果的に活動していくこととする。運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を下記の通り設定することとする。

(1) 一日の活動時間は、原則として平日 2 時間程度、休業日は 3 時間程度とする。

(2) 年間を通して、100 日程度の休養日を取ることができるよう計画的に設定する。

(3) 長期休業中については、千葉県教育委員会の指示に基づき「学校閉庁日」等の休養期間（年間 6 日程度）を設けるものとする。

(4) 全国高等学校体育大会及び全国高等学校選抜大会、全国高等学校野球選手権大会及び関東地区高等学校野球大会等のいずれも予選を含む試合前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、過度な練習とならないよう配慮するものとする。

(5) 原則として定期試験等の実施前 1 週間を、運動部活動休養日として設定する。ただし、大会前等の理由で校長の許可を得て練習を実施する場合は、できるだけ短時間でいい過度な練習とならないよう配慮するものとする。

6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

学校は、予算や人的資源の許す範囲内で、生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置や、学校の実情に応じた合同チームの推進、部活動指導員等の積極的な活用を図るとともに、地域の競技関係団体と連携するなど、組織として体制を整えていくことに努めなければならない。

7 文化部活動について

文化庁において、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」が策定されるまでの期間においては、文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえつつ、「佐倉西高校活動方針」の「3 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「5 適切な休養日等の設定」について準じた取扱いをすることとする。

平成31年3月20日制定

平成31年4月 1 日運用開始